（フロン類回収業者用）

自動車リサイクル法に基づく登録申請書類等一覧

1 登録申請手数料 5，000円

2 提出書類

番号	提出書類	備 考
1	フロン類回収業者登録申請書(様式第三)	
2	欠格要件に該当しないことを誓約する書面(別記様式第2号の2)	
3	住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請者が個人の場合、必要
4	法人の登記事項証明書	申請者が法人の場合、必要
5	・法定代理人の住民票の写し(本籍が表示されたもの)(法定代理人が個人の場合) ・法定代理人の登記事項証明書(法定代理人が法人の場合)	申請者が未成年者の場合、必要
6	フロン類回収設備に関する次の①又は②のいずれかの書類 ①申請者が回収設備の所有権を有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し ②申請者が回収設備の所有権を有していない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等の写し	フロン類回収設備の所有権又は使用権原を有することを証する書類
7	フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書又はカタログ等の写し	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(注1)欠格要件に該当しないことを誓約する書面
別記様式第2号の2の下半分に欠格要件の概要が記載されていますので、熟読のうえ署名・押印してください。
(注2)住民票の写し、法人の登記事項証明書については、登録申請日前3月以内に発行された原本で、かつ現在の状況が記載されたものを提出してください。